

労務 ROAD

■キャリアアップ助成金が令和3年度から変わります！

「キャリアアップ助成金」は非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。制度見直しに伴う内容変更が予定されており、今回は主な改正点についてご紹介いたします。

※変更内容は **令和3年4月1日以降に取り組みを実施した場合** に適用となります。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

支給要件の変更

現行

正規雇用等へ転換等した際、転換等前6か月と転換等後6か月の賃金を比較し、5%以上増額していること

新

正規雇用等へ転換等した際、転換等前6か月と転換等後6か月の賃金*を比較し、3%以上増額していること

*基本給及び定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額で、賞与は含めない。賃金総額に含むことができない手当がありますので、詳細はお問合せください。

加算措置の変更

・若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換した場合の加算を**廃止**

・勤務地、職務限定正社員制度の加算に短時間正社員制度が**追加**

2. 障害者正社員化コース

障害者雇用安定助成金の令和2年度末での廃止に伴い新設

障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成

- ①有期雇用労働者を正規または無期雇用労働者に転換すること
- ②無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

支給額（一例）

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者等	有期雇用から正規雇用への転換	120万円	1年	60万円×2期
重度以外の身体障害者等	有期雇用正規雇用への転換	90万円	1年	45万円×2期

※上記は一例です。有期から無期など他のケースの支給金額についてはお問合せください。

※支給額は中小企業の場合の額です。支給対象者1人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額が上限となります。

VOL.740

(2103—4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056

大阪市中央区久太郎町

1-9-26 船場 IS ビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：木下・安曇・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

こんにちは、駒尺友香と申します。

今まで、これといった趣味がなかったのですが、最近、愛犬とドックカフェに行くことにはまっています。大人になってから公園へ遊びに行くことや、テラス席でのんびりごはんを食べることがなかなかなかったのですが、関西のいろんな公園に行ってみたりすると意外と楽しかったりします。もう少し暖かくなると鶴見緑地にチューリップ畑が満開になるので、また愛犬と出かけたいと思います！（駒尺）

3月 労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月・4月の従業員家族の異動確認（就職など）